

就職氷河期世代等支援の個別施策の取組状況 について

2026年10月
内閣官房 就職氷河期世代支援推進室

	「基本的な枠組み」における記述		これまでの主要な取組	2026年度の取組（予算内容等）	2027年度の取組（概算要求内容等）
1. 就労・処遇改善に向けた支援					
①	相 伴 談 走 対 支 応 援 等 の	・相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援を行うハローワークの専門窓口において、2026 年度から、ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報を提供する取組を開始することを検討する。【厚生労働省】	・ <u>ハローワークに専門窓口</u> を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施（19年度～）	・ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、 <u>賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組の開始</u> 【22億円（継続）】	・ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組の実施【23億円（継続）】
②	（ 1 ） 受 講 環 境 の 整 備	・現在試行実施している、非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練について、2026年度から、全国化することを検討する。【厚生労働省】	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施（24年度～）	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の全国化【10.1億円（拡充、内数）】	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の実施【11.6億円（拡充、内数）】
			・ <u>生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる「求職者支援制度」</u> について、受講しやすくなるよう訓練期間や時間の要件緩和（24年度～）	・求職者支援訓練の実施【109.5億円（継続、内数）】	・求職者支援訓練の実施【121.8億円（継続、内数）】
		・従業員向けに職業訓練を行う事業主を支援する人材開発支援助成金について、2025年度から、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練の助成率を拡充する（70％→75％）。【厚生労働省】	・ <u>従業員向けに職業訓練を行う事業主への助成</u> （人材開発支援助成金、17年度～） ・ <u>人材開発支援助成金について、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTの組み合わせ訓練を行った場合等の助成率を拡充（70％→75％）</u> （25年度～）	・引き続き正規転換を目的とした訓練について高率助成を実施【539億円（継続、内数）】	・有期契約労働者等に対して訓練を実施した事業主が正規転換を行った場合に高率助成を実施【602億円（継続、内数）】
		・2025年10月に、雇用保険被保険者に対し、教育訓練休暇中に賃金の一部を支給する制度 を、雇用保険被保険者以外の者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度 を、それぞれ創設する。【厚生労働省】	・指定講座を受講・修了した際に費用の一部を助成する「 <u>教育訓練給付金</u> 」について、 <u>給付率引上げ</u> （専門実践：70％→80％等）（24年10月～） ・雇用保険被保険者に対し、教育訓練休暇中に賃金の一部を支給する制度を創設（25年10月～） ・雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度を創設（25年10月～）	・教育訓練給付金【426.8億円（継続、内数）】 ・教育訓練休暇給付金【129.0億円（継続、内数）】 ・リ・スキリング等教育訓練支援融資【2.1億円（継続、内数）】	・教育訓練給付金等【582.1億円（継続、内数）】
		・就職氷河期世代等の支援に取り組む地方自治体への交付金事業（以下「氷河期等交付金」という。）について、2026年度から、賃金向上に向けたリ・スキリングと合わせて他の一定の事業を実施する地方自治体に対する支援を強化し（補助率の引上げ）、無償のリ・スキリング機会を拡充することを検討する。【内閣府】	・ <u>氷河期等交付金において、自治体のリ・スキリング事業を支援</u> （実施自治体数：25年度 110、26年度65（暫定） ）（20年度～） ・氷河期等交付金において、 <u>リ・スキリング事業の補助率を引上げ（3/4→4/5）</u> （24年12月～）	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【21.5億円（R7補正）（新規）】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【34億円（投資枠）（継続）】

※「基本的な枠組みにおける記述」欄は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（2025年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）の「2. 具体的な取組」に記載した内容を抜粋している。

※R7補正予算のうち、R8年度に繰り越して執行する取組は、本資料中は「2026年度の取組」欄に記載されている場合がある。

※赤字・黄色ハイライトは、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（2026年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）別紙1から更新した箇所である。

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
② リ・スキ リングの 支援	（２） メニ ューの 充実	・厚生労働大臣が指定する講座を受講・修了した際に費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付金について、関係省庁が連携し、資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大に取り組む。具体的には、2026年度から、以下の取組を通じ、文部科学大臣又は経済産業大臣が認定する講座を拡大することを検討する。【厚生労働省、文部科学省、経済産業省】 － 大学・専門学校において、就職氷河期世代を含む社会人に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて提供する方向で拡充する。【文部科学省】 － AIを含むデジタルスキルに関し、DXの進展を踏まえた講義内容の更新を進めるとともに、スキル標準と紐づいた認定講座を拡大する。【経済産業省】 ・2025年度から、教育訓練給付金制度の指定講座の修了者等について、賃金上昇等の状況を検証できる仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う。【厚生労働省】	・教育訓練給付金の対象となり得る、文部科学大臣・経済産業大臣が認定する大学等のプログラム、デジタル人材育成に関する講座を拡大（20年度～）	・教育訓練給付金指定講座の修了者等について賃金上昇等の状況を検証する仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う【4.9億円（継続、内数）】 ・資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大 ・専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。【専門学校：4.1億円（新規）】 ・AIを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大 ・大学等が地域や産業界と連携し、人材育成ニーズを踏まえた処遇等改善につながるリ・スキリングプログラムを開発・提供（令和7年度補正）	・同左【18.9億円（継続、内数）】 ・資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大 ・AIを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大 ・大学等における産学官連携による短期プログラムの開発・提供や全学的な体制整備等を支援することで、実践的専門人材の持続的供給基盤を構築【702億円（投資枠）（新規、内数）】
	（３） のキャ リア形 成	・求職時・在職時を通じ、自律的なキャリア形成に関する相談機会を提供する全国のキャリア形成・リ・スキリング支援センターにおいて、2025年度から、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する「経験交流・キャリアプラン塾」を開催する。【厚生労働省】 ・「経験交流・キャリアプラン塾」において、2026年度から、新たに、企業を通じた中高年層従業員のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築支援を行うことを検討する。【厚生労働省】	・キャリア形成・リスキリング支援センター等を全国に設置し、キャリア形成に関する無償の相談機会を提供（20年度～） ・セカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する中高年齢層向け「経験交流・キャリアプラン塾」を開催（25年度～）	・「経験交流・キャリアプラン塾」において、新たに、企業を通じたキャリアプランの構築支援を実施【42.2億円（拡充、内数）】	・キャリア形成・リスキリング推進事業の実施【42.7億円（継続、内数）】
③	就 労 を 受 け 入 れ る 事 業 者 の 支 援	・生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指せるよう、2026年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】	・就職困難者を試行雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金、20年度～）	・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用を推進）【2.8億円（継続、内数）】	・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の実施【2.4億円（継続、内数）】
		・2026年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】	・就職困難者を新規に正規雇用労働者として雇用する事業主への助成（特定求職者雇用開発助成金、20年度～）	・特定求職者雇用開発助成金の拡充（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用からの無期雇用化を推進（※）） > 中高年層安定雇用支援コース（旧就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）含む）【29億円（継続）】 > 生活保護受給者等雇用開発コース（※）【0.4億円（新規、内数）】	・特定求職者雇用開発助成金の実施 > 中高年層雇用安定支援コース【19億円（継続）】 > 生活保護受給者等雇用開発コース（※）【0.6億円（継続、内数）】
		・非正規雇用労働者を正社員転換する事業主を支援する助成金（キャリアアップ助成金）について、引き続き、一層の活用を促す。【厚生労働省】	・非正規雇用労働者を正社員転換した事業主への助成（キャリアアップ助成金、13年度～）	・キャリアアップ助成金【524.4億円（継続、内数）】	キャリアアップ助成金【522.7億円（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度の取組（予算内容等）	2027年度の取組（概算要求内容等）
④	家族介護に直面する者の介護離職防止に	改正育児・介護休業法により、2025年度から、事業主に対し、両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を義務づける。【厚生労働省】	- 育児・介護休業法に基づく仕事と介護の両立支援（95年度～） - 両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を事業主に義務づけ（25年度～）	育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた支援等を実施【3.4億円（継続、内数）】	育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた支援等を実施【3.6億円（拡充・継続、内数）】
		- 両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業への助成金（両立支援等助成金）について、2025年度から、業務代替の取組単独でも支給の対象とするとともに、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も対象に加える。【厚生労働省】 - 両立支援等助成金について、2026年度から、新たに介護休暇を有給化する等の取組を行った場合を対象とするなど、更なる拡充を行うことを検討する。【厚生労働省】	- 両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業に対し助成金を支給（両立支援等助成金、16年度～） - 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）について、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も助成対象に追加（25年度～）	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の更なる拡充（新たに有給の介護休暇を対象とする等）【18.2億円（拡充、内数）】	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）による取組【22.0億円（継続、内数）】
		引き続き、地域の介護サービス提供体制の確保に向けた取組の充実及び家族介護者への相談支援体制を整備する。【厚生労働省】	第9期介護保険事業（支援）計画に基づく、必要な介護サービスの確保及び家族介護者への相談支援体制の整備（24年度～26年度）	地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実（継続）、家族介護者への相談支援体制の整備（拡充）【1,807億円（拡充、内数）】	地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実（継続）、家族介護者への相談支援体制の整備（継続）【1,858億円（継続、内数）】
⑤	公務員・教員としての採用拡大	（1）国家公務員 2026年度から、「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」を実施するとともに、当該試験及び経験者採用等により、就職氷河期世代の積極的な採用を行う。【内閣官房】 - 試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】	「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」及び経験者採用等による就職氷河期世代の採用（約6,000名、20～24年度）	「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の実施【0.1億円（新規）】 - 試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格させる取組を推進	「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の実施【0.1億円（継続）】 - 試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格させる取組を推進
		（2）地方公務員 - 地方自治体に対し、国の取組を周知しつつ、以下の要請を行う。【総務省】 - 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験を実施していない地方自治体に対し、それを実施すること。 - 従前から取組を行っている地方自治体を含めた全ての地方自治体に対し、就職氷河期世代の積極的な採用を行うこと。	- 各自治体に対し積極的な採用を要請（19年度～） - 就職氷河期世代の採用（約22,600名、20～25年度）	引き続き、各自治体に対し、国の取組を踏まえ、積極的な採用を要請予定	引き続き、各自治体に対し、国の取組を踏まえ、積極的な採用を要請予定
		（3）教員 2025年度に、各教育委員会に対し、就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請する。【文部科学省】 2025年度から、教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実するとともに、その普及を進める。【文部科学省】 - 多様な背景や専門性を持つ人材の教員への入職を円滑化するため、2025年度から、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討する。【文部科学省】	- 免許保有者の教職就業のための研修教材の作成・提供（23年3月～） - 現職以外の教員免許保有者向け研修等を実施（23年度～）	- 引き続き、取組の拡充を要請 - 同左【11.7億円（継続、内数）】 - 同左	- 引き続き、取組の拡充を要請 - 教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実・普及【13.9億円（継続、内数）】 - 教員への入職を円滑化するため、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討【1.4億円（新規）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
⑥	（農業、建設、労働、物流支援）	・2025年度から、就職氷河期世代を含む社会人の就農希望者に対し、農業大学校等において、農業技術・経営等に関する社会人向け講座を開設・拡充する。【農林水産省】	・就農希望者に対し、 農業大学校等における研修 を支援（22年度～）	・同左【104億円（継続、内数）】	・同左【183億円（継続、内数）】
		・2025年度から、農業法人等への雇用就農に関し、就農希望者が利用可能なトライアル雇用のマッチング支援を開始する。【農林水産省】 ・農業法人等に就農を希望する者が安心して就業できるよう、2025年度から、それらの雇用環境を整備するため、就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化する。【農林水産省】	・農業法人等への就農希望者が利用可能な トライアル雇用のマッチング支援 （25年度～） ・ 農業法人等の雇用環境整備 を支援（24年12月～）	・同左【28億円（継続、内数）、13億円（R7補正）（継続、内数）】	・同左【38億円（継続、内数）】
		・建設業・物流業の現場における働き方について、十分な知識・経験を有していない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施するため、2026年度中に、必要な調査・検討を行い、施策の具体化を進める。【国土交通省】	・建設業：ハローワークにおいて、業界団体と連携したセミナー、事業所見学会、就職面接会等を実施（18年度～） ・物流業：大型免許取得費用等の支援（23年度～）	・建設業・物流業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施（26年度中に調査・検討）【建設業：6億円（R7補正）（新規、内数）、再掲】【物流業：16.05億円（継続・拡充、内数）】	・17の戦略分野等への投資を促進し、強い日本経済を実現するためには、人材の確保・育成や生産性向上を推進し、供給力の向上を図ることが不可欠である。そのため、処遇改善・入職促進による担い手の確保、人材のスキルアップとDX推進等による生産性向上に向けた取組を強化する。就職氷河期世代を含む未就業者に対しては引き続き更なる入職支援、魅力発信等を実施する。 【建設業：19.8億円（R9要求）（拡充、内数）】【物流業：30.9億円（投資枠）（継続・拡充、内数）】
⑦	地方における就業等の支援	2025年度に、就職氷河期世代の地方への移住や地方での就労の拡大について、地方自治体に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金の推奨メニューとして、積極的に取り組むよう、通知を発出する。【内閣官房】 移住支援交付金の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに農林水産業を位置づけるとともに、地方自治体が医療・福祉職等を位置づけることを可能とする。 － 就職氷河期世代を含めた副業・兼業人材について、地域企業が初めて活用する場合に必要な経費を補助する制度を新設する。	・地方創生の交付金を通じて、 地方での移住・起業・就業等を支援	・地域未来交付金【1,600.0億円（継続、内数）】	・地域未来交付金【2,000億円+事項要求（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
2. 社会参加に向けた段階的支援					
①	社会とのつながり確保の支援	・ひきこもり支援として、NPO等を通じた相談支援や居場所づくりに取り組む地方自治体の拡大に向け、2025年度から、都道府県による管内地方自治体の巡回指導など、支援体制の構築に向けたサポートを強化する。【厚生労働省】 ・2026年度から、小規模な地方自治体において、近隣の地方自治体との広域連携、都道府県と共同での事業実施を推進し、ひきこもり相談支援に取り組む地方自治体を更に拡大することについて、検討を行う。【厚生労働省】	・ひきこもり支援として「ひきこもり支援推進事業」において、NPO等を通じた相談対応や居場所づくりに取り組む自治体を支援（2019年度：81 → 24年度：303 25年度：340）（※）	→単独での実施が困難な小規模自治体において、近隣自治体との広域連携等を通じて、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を更に拡大することを検討【15億円（拡充）】 ・複数自治体における事業の広域連携が図られるよう、「ひきこもり支援推進事業」において、都道府県及び市町村に対する補助事業の加算を創設【15.0億円（拡充、内数）】	・ひきこもり状態にある方々の多様な社会参加の場の確保を図るため、「ひきこもり支援推進事業」において、居場所づくりや相談支援等におけるオンラインの活用を促進【19.2億円（拡充、内数）】
		・氷河期等交付金において、2026年度から、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】	・氷河期等交付金において、当事者同士の交流の場の設定など、地域の実情に応じた支援を行う自治体を支援（実施自治体数：26年度90（暫定））	・氷河期等交付金において、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【34億円（投資枠）（継続）、再掲】
			・様々な課題を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく取組など、関係団体と連携し、地域の実情に応じて取り組む自治体を支援。（19年度～）	・同左 ・地域女性活躍推進交付金【3.0億円（継続・内数）】	・同左 ・地域女性活躍推進交付金【13.0億円（継続・内数）】
②	職業的自立に向けた支援	・働くことに課題を抱える者に対し、個別のニーズに応じて職業的自立に向けた支援を行う「地域若者サポートステーション」（通称サポステ、全国179か所）において、2025年度（2024年度から一部先行実施）から、地域の医療機関、福祉機関等と連携し、公認心理師等の専門家による相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業を全国57か所で実施する。【厚生労働省】 ・当該取組について、2026年度から、モデル事業の成果を踏まえ、全国的な展開も視野に入れた検討を行う。【厚生労働省】	・「地域若者サポートステーション」（サポステ）を設置し、職業的自立に向けた支援を実施（25年度：179か所）（06年度～） ・サポステにおいて、地域の医療機関や福祉機関等と連携し、公認心理師等の専門家による心理的相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業や、地域のボランティア活動などの機会を活用した対人スキル向上のための支援に係るモデル事業を実施するとともに、収集した事例の横展開（24年度～）	・引き続き、左記のモデル事業の横展開を踏まえた支援を実施【46.6億円（継続、内数）】	・同左【48.2億円（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
③	柔軟な就労機会の確保の支援	・2025年度から、生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者に対する相談支援を強化することについて、検討を行う。【厚生労働省】 ・「認定就労訓練事業」について、その利用を促進する観点から、2026年度から、紹介窓口となる自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促す。【厚生労働省】 ・「認定就労訓練事業」の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指すよう、2026年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】 ・2026年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】	生活困窮者自立支援法に基づく「<u>認定就労訓練事業</u>」（いわゆる「<u>中間的就労</u>」）の実施（15年度～）（受入実績：73269+人（2423年度））	・自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用助奨の徹底（自治体への通知や支援員等への研修実施等により管内の認定就労訓練事業所に関する情報を自治体や自立相談支援機関と共有）【827億円の内数、0.6億円（R7補正）（新規・継続・拡充）】 ・「認定就労訓練事業」の利用者を対象とするトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の拡充 ＞トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【2.8億円（継続、内数）】 ＞特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）【0.4億円（新規、内数）】	・自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用助奨の徹底（自治体への通知や支援員等への研修実施等により管内の認定就労訓練事業所に関する情報を自治体や自立相談支援機関と共有） ・認定マークの認知度の向上に加え、就労訓練事業のパンフレット（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）を作成し、制度の周知を図る。 ・生活困窮者全国研究交流大会で優良事業者への表彰を実施 ・利用促進に向けた交通費補助の取組を実施 【1000.4億円（新規・継続・拡充、内数）】 >生活保護受給者等雇用開発コース（※）【0.6億円（継続、内数）】
		・氷河期等交付金において、2026年度から、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】	・氷河期等交付金において、中間就労の機会の創出支援を行う自治体を支援（実施自治体数：26年度7（暫定））	・氷河期等交付金において、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【34億円（投資枠）（継続）、再掲】

	「基本的な枠組み」における記述		これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
3. 高齢期を見据えた支援					
①	家計改善・資産形成の支援	・就職氷河期世代を含む生活困窮者に対して、当事者の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を行う「家計改善支援事業」について、2025年度から、補助率を引き上げる。【厚生労働省】	・生活困窮者に対して、本人の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を実施（家計改善支援事業、実施自治体数 19年度：494 → 2425年度：774795） ・家計改善支援事業の補助率を引上げ（1/2 → 2/3）（2025年度）	・家計改善支援事業の全国実施に向け、国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む自治体への支援を実施【827億円の内数、36億円の内数（R7補正）（継続・拡充）】	・家計改善支援事業の全国実施に向け、国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供等実施体制の整備・拡充を図る【1,000.4億円（継続・拡充、内数）】
		・当該事業の全国的な実施に向け、2026年度から、専門スタッフの派遣を通じた地方自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む地方自治体への重点支援を行うことについて、検討を行う。【厚生労働省】	・金融経済教育推進機構（J-FLEC）の立上げ（24年4月～） ・セミナー・イベントの実施目標：1万回・75万人／年（実施状況：約1万1,000回・約34万人（25年4月～26年3月）） ※2026年度より、セミナー・イベントの実施目標を1万5,000回・75万人／年に変更	・同左【1.6億円（継続、内数）】	・同左【1.9億円（継続、内数）】
		・金融経済教育推進機構（J-FLEC）が行う、金融リテラシーの向上に向けた講師派遣・セミナー・イベントの開催に関し、2025年度から、関係省庁の連携を強化し、就職氷河期世代を含む中高年層への支援を強化する。具体的には、 － 企業への講師派遣に関し、地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化するとともに、非正規を含め、従業員の参加を拡大する。 － 個人を対象とするセミナー・イベントに関し、地方自治体、福祉系支援団体等との連携を強化し、それらを通じた周知など、参加募集のルートを拡大する。 － 講義・セミナー等の内容に関し、リタイア後を見据えたライフプランニングに重点を置いた講義を拡大する。【金融庁】	・氷河期等交付金において、家計改善や資産形成に向けた金融教育を行う自治体を支援（実施自治体数：26年度2（暫定））	・氷河期等交付金において、家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【34億円（投資枠）（継続）、再掲】
②	希望に応じた就業	・高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置について、2025年度から、全面的に施行する。【厚生労働省】	・65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置の推進（高年齢者雇用安定法）	・65歳までの雇用確保措置の全面施行【-（継続）】	・65歳までの雇用確保措置の全面施行及び70歳までの就業確保措置の推進【-（継続）】
		・65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成（65歳超雇用推進助成金）について、2026年度から、70歳までの高年齢者就業確保措置を行う場合の拡充について、検討を行う。【厚生労働省】	・65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成（65歳超雇用推進助成金、16年10月～）	・希望に応じた70歳までの就業確保を行う場合等について、65歳超雇用推進助成金を拡充【24億円（継続・拡充）】	・希望に応じた70歳までの就業確保等を行う事業主に対し、65歳超雇用推進助成金を支給【25.6億円（継続）】
③	高齢期の所得保障	・現在国会提出中の年金改正法案の早期成立を図り、同法案に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大に取り組むとともに、当該適用拡大前であっても、任意の適用に取り組む事業所を支援（同法案に基づく保険料調整制度の早期施行等）することで、被用者保険の加入機会を拡げるほか、社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる。【厚生労働省】	・短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大（51人以上の企業等を対象、24年10月～） ・令和7年年金制度改正法の成立（25年6月13日成立、同年6月20日公布）	・①及び②の周知広報及び相談支援【6.6億円（拡充、内数）】 ①令和7年年金制度改正法に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大 ②適用拡大前においても、任意の適用に取り組む事業所支援を実施（令和7年年金制度改正法に基づく保険料調整制度の施行等） ・令和7年年金制度改正法に基づき、社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる	・①及び②の周知広報及び相談支援【7.5億円（拡充、内数）】 ①令和7年年金制度改正法に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大 ②適用拡大前においても、任意の適用に取り組む事業所支援を実施（令和7年年金制度改正法に基づく保険料調整制度の施行等） ・令和7年年金制度改正法に基づき、社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度取組（予算内容等）	2027年度取組（概算要求内容等）
④	住 宅 確 保 の 支 援	・2025年度以降においても、地方自治体に対する公営住宅の年齢要件撤廃に向けた要請、UR住宅の家賃減額等を引き続き実施する。【国土交通省】	・高齢者等を受け入れる <u>セーフティネット登録住宅</u> （※1）の拡大（20年度末：約39万戸→25年度末：約96万戸 24年度末：約94万戸）		
		・改正住宅セーフティネット法に基づき、2025年10月から、住宅と福祉の連携等を展開・拡充する。具体的には、「セーフティネット登録住宅」の更なる普及、認定制度が創設される「居住サポート住宅」の普及等を進める。これらの住宅への改修費、家賃低廉化等の補助、居住支援法人等による居住サポート住宅への入居支援等を行う。【国土交通省】	・改正住宅セーフティネット法を施行し、住宅と福祉の連携等を展開・拡充（25年度10月～） > 「セーフティネット登録住宅」の更なる普及 > 「居住サポート住宅」（※2）認定制度の創設・普及（※3） → <u>住宅セーフティネット法の改正</u> （24年度） ・自治体（公営住宅）、大家（セーフティネット登録住宅の一部（※4））に対し、 <u>家賃低廉化支援</u> を実施（17年度～） ・家賃低廉化支援の対象として、新たに居住サポート住宅を追加（25年度10月～）	・同左【160.87億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】	・「 <u>セーフティネット登録住宅</u> 」、「 <u>居住サポート住宅</u> 」（※2）の更なる普及（※3） 【183.04億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】
		・一定の住宅供給者（公営住宅については地方自治体、セーフティネット登録住宅については大家）に対する家賃低廉化支援について、2025年10月から、新たに居住サポート住宅を対象に追加する。【国土交通省】		・同左【120.29億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】	・自治体（公営住宅）、大家（セーフティネット登録住宅の一部（※4）、居住サポート住宅）に対し、 <u>家賃低廉化支援</u> を実施 【128.37億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】
		・2026年度から、自立相談支援機関等と連携して就労支援も行う居住支援法人の取組を促進することについて、検討を行う。【国土交通省】		・自立相談支援機関等と連携して <u>就労支援も行う居住支援法人</u> （※5）の取組を促進することを検討【10.81億円（継続、内数）】	・同左【12.98億円（継続、内数）】

※1 住宅確保要配慮者（住宅の確保が難しい者）の入居を拒まない賃貸住宅
※2 高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、見守りや福祉サービスへのつながりが提供される賃貸住宅
※3 改修費や家賃低廉化等の補助（セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅）、居住支援法人等による入居支援（居住サポート住宅）等を実施
※4 セーフティネット登録住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが居住する専用住宅
※5 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しや入居後の生活支援を行う団体

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2026年度の取組（予算内容等）	2027年度の取組（概算要求内容等）
3 本柱の取組を支える実態調査・支援策の広報プロモーション					
①	属性を細分化した詳細な実態調査	・2025年度において、就職氷河期世代の者の性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、その実態、支援ニーズ等を詳細に把握するため、インタビュー調査（80名程度）を実施する。【内閣府、厚生労働省】 ・2023年8月に実施した就職氷河期世代8,400名に対するインターネット調査について、2025年度中に、属性別に更に詳細な分析を行う。【内閣府】 ・2026年度から、ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）により、就職氷河期世代の支援ニーズ等の調査を継続して実施することについて、検討を行う。【内閣府】	・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）における就職氷河期世代20名に対する属性別のインタビュー調査（24年1月） ・性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、支援ニーズ等のインタビュー調査（対象80名程度）（25年10月、26年1～2月）		
			・就職氷河期世代8,400名に対する支援ニーズ等のインターネット調査（23年8月） ・上記インターネット調査に対する性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に詳細な分析を行う追加調査（25年12月）		
				・ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）による支援ニーズ等の調査を実施【0.3億円（新規、内数）】	・ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）による支援ニーズ等の継続調査を検討【0.45億円（継続、内数）】 ・2026年度に実施するソーシャルリスニング方式による調査結果も踏まえつつ、支援ニーズ等をより詳細に把握するためインターネット調査を実施【0.45億円（継続、内数）、再掲】
②	ブッシュ型広報プロモーションを含めた	・2026年度に、就職氷河期世代等の支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設することについて、検討を行う。併せて、就職氷河期世代等の者に行き届く広報、就職氷河期世代等の支援の必要性について、国民の理解を深める広報を強化することについても、検討を行う。【内閣府】 ・2025年度には、支援が必要な者に直接情報を届けられるよう、一部のハローワークや氷河期等交付金を活用する地方自治体において、ブッシュ型の情報提供を行う。これについて、2027年度から、全国規模で実施することについて、検討を行う。【内閣府、厚生労働省】 ・就職氷河期世代等の支援策全般について、2026年度から、就職氷河期世代の当事者やその家族、支援関係者等を対象とし、それらの対象ごとに効果的な手法により、ブッシュ型広報を導入することについて、検討を行う。【関係府省庁】 ・氷河期等交付金において、2026年度から、地方自治体の周知広報活動に対する支援を強化することについて、検討を行う。【内閣府】	・厚生労働省HP上に特設ウェブサイトを開設（20年10月～）	・支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設【0.3億円（新規、内数）、再掲】	・2026年度に創設したポータルサイトの運用・保守を実施及び支援ニーズに沿った各種施策に適切に繋げるため、改修及びコンテンツの充実を検討【0.45億円（継続、内数）、再掲】
			・インターネット広告やラジオCM等の政府広報（20年10月～）	・政府広報を活用し、ポータルサイトを紹介するラジオ番組への出演（6月21日放送） ・政府広報を活用し、ニュースアプリ等にポータルサイトのバナー広告を掲載（6月1日～6月14日）	・引き続き政府広報を活用し、インターネット広告等を実施 ・2026年に創設したポータルサイトへ誘導するための効果的な広告等の実施を検討【0.45億円（継続、内数）、再掲】
			・SNS広告等を活用した広報（20年10月～）		
			・ハローワークにおけるブッシュ型の情報提供の試行実施（25年度～）	・ハローワーク及び自治体におけるブッシュ型の情報提供の本格実施【22億円（継続、内数）】【21.5億円（補正）（新規、内数）、再掲】	・ハローワークにおけるブッシュ型の情報提供の実施【23億円（継続、内数）】
				・就職氷河期世代等の支援策全般に係るブッシュ型広報の導入の検討（就職氷河期世代本人や家族、支援関係者など、対象ごとに効果的な手法を検討）	・就職氷河期世代等の支援策全般に係るブッシュ型広報の導入の検討（就職氷河期世代本人や家族、支援関係者など、対象ごとに効果的な手法を検討）
			・氷河期等交付金において、自治体の周知啓発活動を支援（実施自治体数：25年度59、26年度143（暫定））	・氷河期等交付金において、就職氷河期世代等の支援事業に関する自治体の周知啓発活動に対する支援を強化【21.5億円（補正）（新規）、再掲】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【34億円（投資枠）（継続）、再掲】